

# 令和5年度地域別最低賃金改定状況

最低賃金が改定されます。

都道府県の令和5年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	960	(920)	令和5年10月1日
青森	898	(853)	令和5年10月7日
岩手	893	(854)	令和5年10月4日
宮城	923	(883)	令和5年10月1日
秋田	897	(853)	令和5年10月1日
山形	900	(854)	令和5年10月14日
福島	900	(858)	令和5年10月1日
茨城	953	(911)	令和5年10月1日
栃木	954	(913)	令和5年10月1日
群馬	935	(895)	令和5年10月5日
埼玉	1028	(987)	令和5年10月1日
千葉	1026	(984)	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
東京	1113	(1072)	令和5年 10 月1日
神奈川	1112	(1071)	令和5年 10 月1日
新潟	931	(890)	令和5年 10 月1日
富山	948	(908)	令和5年 10 月1日
石川	933	(891)	令和5年 10 月8日
福井	931	(888)	令和5年 10 月1日
山梨	938	(898)	令和5年 10 月1日
長野	948	(908)	令和5年 10 月1日
岐阜	950	(910)	令和5年 10 月1日
静岡	984	(944)	令和5年 10 月1日
愛知	1027	(986)	令和5年 10 月1日
三重	973	(933)	令和5年 10 月1日
滋賀	967	(927)	令和5年 10 月1日
京都	1008	(968)	令和5年 10 月6日
大阪	1064	(1023)	令和5年 10 月1日
兵庫	1001	(960)	令和5年 10 月1日

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
奈良	936	(896)	令和5年 10 月1日
和歌山	929	(889)	令和5年 10 月1日
鳥取	900	(854)	令和5年 10 月5日
島根	904	(857)	令和5年 10 月6日
岡山	932	(892)	令和5年 10 月1日
広島	970	(930)	令和5年 10 月1日
山口	928	(888)	令和5年 10 月1日
徳島	896	(855)	令和5年 10 月1日
香川	918	(878)	令和5年 10 月1日
愛媛	897	(853)	令和5年 10 月6日
高知	897	(853)	令和5年 10 月8日
福岡	941	(900)	令和5年 10 月6日
佐賀	900	(853)	令和5年 10 月14日
長崎	898	(853)	令和5年 10 月13日
熊本	898	(853)	令和5年 10 月8日
大分	899	(854)	令和5年 10 月6日

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
宮崎	897	(853)	令和5年 10 月6日
鹿児島	897	(853)	令和5年 10 月6日
沖縄	896	(853)	令和5年 10 月8日
全国加重平均額	1004	(961)	—

※括弧書きは、令和4年度地域別最低賃金